

# 総 括 調 査 票

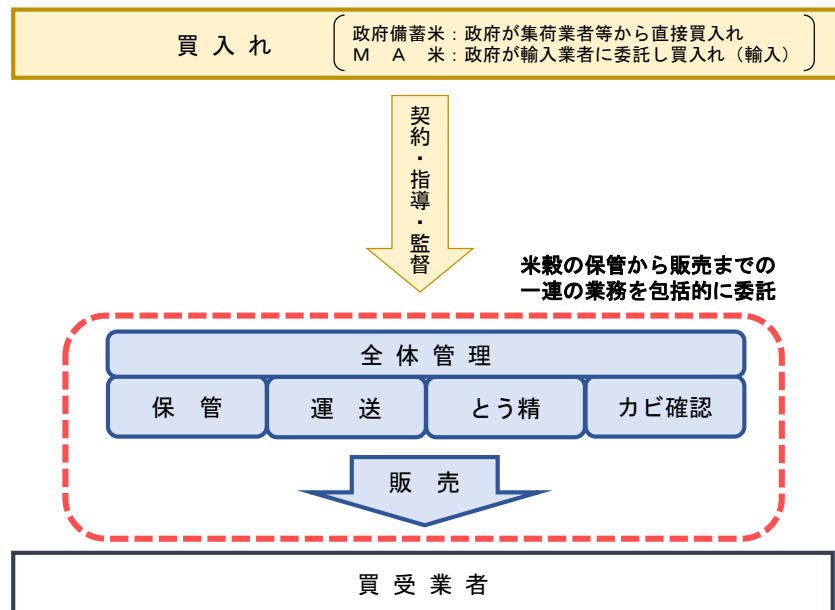
調査事案名	(23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト		調査対象 予算額	令和2年度：26,894百万円 ほか (参考 令和3年度：28,181百万円)			
府省名	農林水産省	会計	食料安定供給特別会計 (食糧管理勘定)	項	食糧管理費	調査主体	本省
組織	—			目	米穀販売・管理業務委託費	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

- 国（農林水産省）は、政府備蓄米及びミニマム・アクセス米（MA米）（以下、両者を合わせて「政府所有米」という。）の管理及び販売に係る業務を実施しており、平成22年10月以降は業務の合理化・効率化を目的として、保管から販売までの業務を包括的に民間の事業者へ委託している。
- 本業務の実施に当たっては、政府所有米の管理・販売業務について確実かつ安定的な運営を図る観点から、複数落札入札制度により、各年度3事業者との間で契約期間を5年半程度とする委託契約を締結している。

- 政府備蓄米は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、国内産米の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるために備蓄する国内産米。適正備蓄水準100万トン程度を前提に、毎年度20万トン程度の買入れを行い、通常は5年間程度備蓄した後、主に飼料用として販売しており、販売までの管理コスト及び売買差損について予算措置している。
- MA米は、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意（WTO協定）に基づき、米の国境措置を維持する一方、最低限の米の輸入機会（ミニマム・アクセス）を提供するため、国家貿易により毎年度一定量（77万玄米トン）輸入する外国産米。主に加工用及び飼料用として販売しており、販売までの管理コスト及び売買差損について予算措置している。

### 【事業スキーム（平成22年10月以降）】



### 【政府所有米に係る財政負担（決算ベース）】

#### 政府備蓄米

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売買損益	▲ 382	▲ 483	▲ 357	▲ 295	▲ 350
買入額	▲ 434	▲ 429	▲ 404	▲ 280	▲ 454
売却額	87	65	49	47	50
管理経費	▲ 138	▲ 111	▲ 93	▲ 105	▲ 96
保管料	▲ 83	▲ 75	▲ 72	▲ 70	▲ 73
損益全体	▲ 520	▲ 594	▲ 450	▲ 400	▲ 446

#### MA米

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売買損益	▲ 375	▲ 234	▲ 67	▲ 235	▲ 287
買入額	▲ 663	▲ 579	▲ 605	▲ 599	▲ 656
売却額	322	358	487	376	382
管理経費	▲ 130	▲ 117	▲ 95	▲ 76	▲ 81
保管料	▲ 86	▲ 72	▲ 61	▲ 56	▲ 65
損益全体	▲ 505	▲ 351	▲ 163	▲ 311	▲ 368

注1：売買損益とは、売買差額に在庫評価に伴う損益を加えたものである。

注2：管理経費とは、販売・管理業務に係る委託費のほか、事務費、金利等の経費を加えたものである。

注3：計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないことがある。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト

## ②調査の視点

政府備蓄米は令和2年6月末現在で91万トン所有し、MA米は毎年77万玄米トンを買っているが、これらの政府所有米に係る管理コストとして、毎年約200億円程度の予算が費やされており、国内の需要先への安定的な供給を図る中においても、常に効率化の視点が必要となる。また、毎年多額の売買差損が生じていることから、これを縮小するための取組が求められる。

### 1. 政府所有米の管理委託について

政府所有米の管理等にについては、毎年、3事業者へ包括委託されているが、3事業者を選定する結果として余計なコスト高となっていないか。

【調査対象年度】  
平成23年度～令和2年度

【調査対象先数】  
農林水産省：1先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 政府所有米の管理委託について

- 農林水産省は、委託先を3事業者とする根拠等について、競争性の確保が重要であるという認識の下、次のとおりとしている。
  - ① 2事業者以下とした場合には競争の激化により、結果として入札への参加を見送る事業者が発生し、民間事業者を通じた備蓄運営に支障を来すおそれ。
  - ② 逆に4事業者以上とした場合には、効率化が図られていない参加者まで落札することとなり、事業の質の低下が懸念。
  - ③ 3事業者であれば、仮に1事業者が何らかの理由で業務継続が困難となった場合でも2事業者による業務継続が可能であり、政府所有米の安定供給の観点からも適当。

- こうした観点から、本件業務に係る入札は、農林水産省が委託しようとするMA米の数量に達するまで、「特別会計に関する法律施行令」第19条第4項の規定に基づき、一般競争により落札者を複数選定している。

- 具体的には、入札書に記載する単価を特定の算式で算出した価格（取扱手数料、保管経費、加工原材料用運送経費及び飼料用運送経費それぞれの単価が予定価格の範囲内のものに限る。）の低い者から順次、当該者のMA米の取扱希望数量の和がMA米の委託予定数量（60万トン）に達するまで落札者として決定する。

注：なお、政府備蓄米の取扱数量は、MA米の委託数量に応じて按分することとしている。

- この点、入札実施要項には「入札書に記載する外国産米穀の取扱希望数量は、20万トン以下とする」と規定されている。平成26年度から令和2年度の入札実績を確認したところ、同期間中に落札したすべての事業者が上限値「20万トン」で入札しており、事実上、取扱数量は均等配分されている状況にあることが判明した。

【図1】入札書記載内容（抜粋）

1. 入札価格		2. 外国産米穀の取扱希望数量	
・取扱手数料	1トンにつき	円	(1) 万トン
・保管経費	1期・1トンにつき	円	(2) 上記のうち加工原材料用の用途に販売する数量
・加工原材料用運送経費	1トンにつき	円	万トン
・飼料用運送経費	1トンにつき	円	(1) の2割以上の数量を記載

- 次に、平成26年度から令和2年度の委託契約について、各年度における落札者決定価格（入札書に記載する単価を特定の算式で算出した価格）の実績を確認したところ、同期間中の3箇年度において、落札順位1位と2位の差に比べ、2位と3位の差が5倍を超えており、上位3事業者との契約とすることでコストが増している可能性がある。また、取扱数量が均等配分となっていることで、落札者間の競争が十分に機能していない状態となっている。

注：契約した各事業者は落札順位を把握しており、価格差を公表することで今後の入札に影響を及ぼす懸念があることから、落札者決定価格の原数値の掲載は控えることとする。

- なお、これまでの入札において、応札者数は5事業者程度で推移している。

【表1】応札者数の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
6	5	5	4	4	4	4

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 政府所有米の管理委託について

農林水産省は、事実上、取扱数量の均等配分となっている現行の包括委託の仕組みについて、より競争性が確保される制度設計とすべきである。あわせて、応札者数の増加のための方策について検討すべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト

## ②調査の視点

### 2. 加工用途への販売について

MA米の加工用米としての販売について、販売先を多様化させるなどの販売努力は図られているか。

【調査対象年度】  
平成23年度～令和元年度

【調査対象先数】  
農林水産省：1先

## ③調査結果及びその分析

### 2. 加工用途への販売について

- 加工用途への販売は、売却額のみで飼料用等の他用途と比較して有利であり、売買差益が期待できる。
- この点、各事業体は入札の際、MA米の取扱希望数量に加え、当該取扱希望数量の2割以上で、加工用途に販売する予定数量を入札書に記載することとなっている（図1参照）。平成26年度から令和2年度の入札実績を確認したところ、落札したすべての事業体が加工用途への販売数量について下限値である全体の「2割」に相当する量を記載していることが判明した。
- なお、農林水産省は、本数量は落札者決定において考慮される項目や契約事項でなく、あくまで、過年度の販売実績に基づき、受託事業体に対して加工用途への販売を促すために示している指標であるとしている。
- 平成22年10月以降、現行の包括委託方式を採っているが、平成23年度以降のMA米の加工用途への販売実績は下記のとおりであり、MA米の販売数量全体に占める割合は平均で18.5%となっている。

【表2】MA米の加工用途への販売実績

(単位：万玄米トン)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計(平均)
数量	11.7	15.0	16.3	10.5	9.1	13.0	16.4	13.9	12.0	117.9
割合	(15.4%)	(23.8%)	(26.1%)	(16.2%)	(10.3%)	(14.8%)	(22.2%)	(25.3%)	(18.3%)	(18.5%)
直近5ヶ年平均	—	—	—	—	(17.6%)	(17.4%)	(17.3%)	(17.0%)	(17.4%)	—

注1：数値は、会計年度毎の決算ベースのものである。

注2：「割合」及び「直近5ヶ年平均」は、SBS（売買同時契約）による主食用への販売分を除く販売数量に占める割合である。

注3：計数はそれぞれ四捨五入によっている。

- MA米の輸入が開始された平成7年度以降、農林水産省は価格等の面で国内産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売する方針を採る一方、実際にはMA米に対する加工用需要は限られることもあり、飼料用への販売や海外向け食糧援助への活用も行ってきた。
- こうした中で、各受託事業体は全国の実需者団体等から需要動向を聴取するなどの取組を行っているが、直近の販売数量は平均すると全体数量の20%を下回る状況が続いている。
- また、農林水産省は、国内産米の需給にも配慮しながら、受託事業体が作成する販売計画の確認や当該計画の変更にあたっての審査・助言を行っているものの、入札書への記載を求めている「2割以上」の販売を実現させるための積極的な取組を行っているとはまでは言えない。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 加工用途への販売について

農林水産省は、売買差損の縮小に貢献しうる加工用途への販売について、国内産米の需給にも配慮しつつ、少なくとも受託事業体に対して示している販売目安「2割」を達成するため、より実効性のある取組を行うべきである。

また、加工用に限らずとも、飼料用よりも有利な用途への販売を促すよう具体的な取組について検討すべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト

## ②調査の視点

### 3. カビ検査等に要する経費について

販売する際に必要となるカビ検査等に要する経費は、適正な扱いとなっているか。

【調査対象年度】

平成23年度～令和元年度

【調査対象先数】

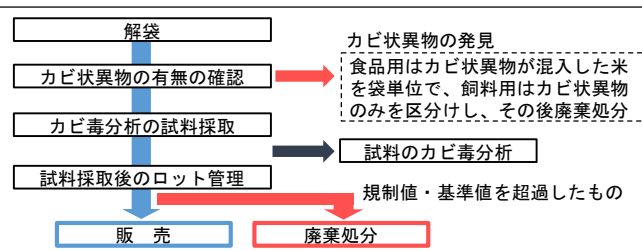
農林水産省：1先

## ③調査結果及びその分析

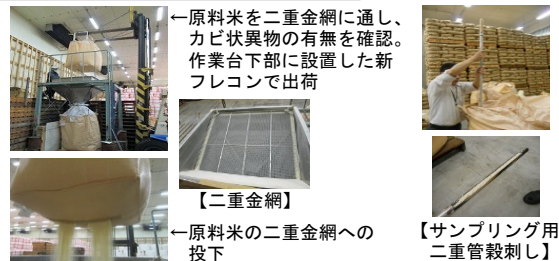
### 3. カビ検査等に要する経費について

- 政府所有米については、
    - ① 販売直前に全量を解袋し、1袋ごとにカビ状異物の有無を目視等で検査（カビ検査）した上で、
    - ② カビ検査後に一定量の試料を採取し、専門の分析機関によるカビ毒分析を実施しており、直近（令和元年度）の決算ベースで、①には30.7億円、②には3.8億円の費用が生じているところ。
- 注：MA米については平成21年2月以降、政府備蓄米については平成31年4月以降、カビ検査及びカビ毒分析を行っている。

【図2】販売前のカビ確認、カビ毒検査の手順



<解袋、カビ検査（目視確認等）作業> <試料採取の様子>



- このうち、カビ検査については、過去の予算執行調査（平成22年度調査及び平成28年度調査）における指摘等を受け作業体制の効率化が図られてきた一方、最近の検査結果を見ても、カビ状異物の発見は毎年一定程度発生している状況である。

【表3】政府所有米のカビ検査結果

(単位：トン)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検査対象数量	502,344	454,265	474,740	503,213	741,268	723,456	619,794	460,850	668,421
廃棄数量	87	38	34	25	10	44	19	113	43
発見件数	174件	89件	56件	37件	27件	48件	27件	94件	65件

注1：数値は、食品用と飼料用の合計値であり、政府備蓄米とMA米の合計値である。

注2：発見件数は、同一倉庫に保管されている米穀について、1日の検査作業単位でカビ状異物が発見された場合を1件としている。

- 一方、カビ毒分析については、輸出国での船積み時や本邦到着後の検査等に加え、販売直前のカビ検査の徹底による効果もあり、これまで「食品衛生法」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく規制値又は基準値を超えた濃度は検出されていない。

【表4】政府所有米のカビ毒分析の結果（平成23年度～令和元年度までの累積）

区分	分析対象数量(トン)	試料点数	規制値・基準値 (mg/kg)	規制値・基準値超の点数	
食品用	総アフラトキシン	1,050,394	15,063	0.010	0
飼料用	総アフラトキシン	4,097,537	47,149	0.010	0
	デオキシニパレノール	4,097,537	47,149	1	0
	ゼアラレノン	4,097,537	47,149	0.5	0
	フモニシン	159,964	1,880	4	0

注1：数値は、政府備蓄米とMA米の合計値である。

注2：フモニシンは、令和元年度より分析対象に追加された。

- こうした現状を踏まえ、特にカビ毒分析については、これまで蓄積された分析データを基に、全ロットを対象としている現在の検査手法の合理化に向け検討する余地があると考えられる。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 3. カビ検査等に要する経費について

農林水産省は、販売する際のカビ毒分析について、安全性に留意しつつも、これまで蓄積された分析データを基にした科学的根拠を踏まえ、より合理的な検査手法の検討を行うべきである。